

(1) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和7年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	27,995 千円	3,199 千円	6,680 千円	37,874 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和8年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
291,700 円	305,900 円	45 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職務と責任、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.2625 月分 (－)	－ 月分 (0.9625)
	12月期	1.2625 月分 (－)	－ 月分 (0.9625)
	計	2.525 月分 (－)	－ 月分 (1.925)
	(注) () 内の数値は、県派遣職員の支給割合です。		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	6,679,682 円	10 人	667,968 円
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和7年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	964,856 円	9 人	107,206 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 66,500 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く） ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500 円 9級：支給しない	
		イ 子	13,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		690,000 円	3 人	19,167 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 24,500 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から53,100円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用者	特急料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		452,600 円	8 人 4,715 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理事長	322,400 円	6月期 1.3 月分 12月期 1.7 月分	
副理事長	評議員会・理事会 出席1回につき 10,900円	なし	
理事		なし	
評議員		なし	
監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 10,900円	なし	

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,208,730 円	1 人	434,061 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
350,000 円	11 人	2,652 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

制度なし

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当	6月 1.2625月分 12月 1.2625月分	6月 1.250月分 12月 1.275月分	県の制度に準じた改定
勤勉手当 (県派遣職員)	6月 0.9625月分 12月 0.9625月分	6月 0.925月分 12月 1.000月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改定

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計 （上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額 の合計（上限150,000円）に エの額を加算した金額	県の制度に準じた改定
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利用者 略	ウ 特別急行列車等利用者 略	
	エ 駐車料金を負担してい る場合 駐車場の利用に係る料 金を実費支給（1月当 たり5,000円を上限とす る。）	エ 駐車料金を負担してい る場合 （駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動 車を使用し、駐車場とし て公署の敷地を利用する 場合に、当該利用に係る 1月当たりの職員負担額 が5,000円を超えること となると任命権者が認め る事務所に勤務する職員 に支給（1月当たり 1,000円を上限として支 給する。） （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自 動車等に係る通勤手当を ともに受けている職員 が、公共交通機関の利用 に伴って駐車場を利用 し、駐車料金を負担する ことを常例としている場 合に、当該駐車料金に相 当する額を支給（1月当 たり3,000円を上限とす る。）	
	オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	
役員の報酬	理事長 322,400円	理事長 310,000円	県の制度に準じた改定
	副理事長・理事・評議員 評議員会・理事会出席 1 回につき10,900円	副理事長・理事・評議員 評議員会・理事会出席 1 回につき10,000円	
	監事 評議員会・理事会出席 1 回につき10,900円	監事 評議員会・理事会出席 1 回につき10,000円	
(2) 適用日 令和8年4月1日			